

事務事業評価シート

(評価対象年度：令和 2 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		債権管理適正化事業				②事業番号		2502	
③事業類型		8. 人件費事業		④開始年度	平成 28 年度	⑤終了予定年度	年度	○	設定なし
⑥根拠法令等	法令	○ 条例	規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称 債権管理条例		
⑦実施手法	○ 直営	全部委託	一部委託	補助・負担	その他				
⑧関連予算科目コード	款	2	項	1	目	5	細目	3	
⑨担当部名	⑩担当課名						会計	一般会計	
行革・財産活用室		行革・財産活用室							

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1) 対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位
①	泉南市債権管理対策会議 構成員	①	構成員	人
②		②		
(2) 事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位
債権管理に対する部局横断的な構成員による債権管理対策会議を設置する。事務局として、債権管理条例の策定や付随する施行規則等に関する、全庁一体的な債権管理推進体制の整備に関しての、意見集約やとりまとめを進める。また条例策定やマニュアルの整備を行い、毎年徴収計画を策定し、債権管理の適正化を目指す。		①	徴収計画策定	回
		②	徴収計画進捗管理	回
		③		
(3) 意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位
各種債権担当課からの意見集約を図り、統一的な処理基準その他必要な事項を取りまとめ、債権管理の適正化を図る。		①	対策会議	回
		②	徴収計画の達成率	%
		③		
(4) 結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け		
全庁的な債権管理体制の構築による、適正な債権管理により財政基盤の強化を図る。		政策(章)	6	みんなでまちづくりに取り組むまち
		施策大(節)	3	将来にわたって安定した行政サービスが提供できるよう、計画的で健全な財政運営をおこなうまちをめざします
		施策中	1	財政運営の強化
		施策小	1	自立した財政基盤の確立

〔2〕各種指標値、事業費の推移

		指標名	単位	H30実績	R1実績	R2実績	R3見込	R4目標	
対象指標①		構成員	人	22	16	22	—	—	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標②									
活動指標①		徴収計画策定	回	1	1	1	—	—	
活動指標②		徴収計画進捗管理	回	12	12	12	—	—	平成29年度はプロ ジェクト会議を実施。 平成30年度より全 庁一体的な体制で債 権管理対策会議を開 催し、徴収計画を策 定した。
活動指標③									
成果指標①		対策会議	回	4	2	1	—	—	
成果指標②		徴収計画の達成率	%	94.8	80.2	125.5	—	—	事業費などの推移にお ける特殊要因などの説 明
成果指標③									
事業費	投入人員	正職員	人	0.10	0.30	0.25	0.25		
		任期付職員	人	0.00	0.00	0.10	0.10		
		臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	事業費	人件費(投入人員×単価)	千円	811	2,314	2,209	2,209		
		直接事業費	千円	0	0	0	0		
総事業費		千円	811	2,314	2,209	2,209			
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		令和元年度につい ては、毎年度の取組状 況の進捗管理や、啓 発パンフレット作成に 向けた準備のため投 入人員が増加した。	
	府支出金	千円	0	0	0	0			
	受益者負担金	千円	0	0	0	0			
	その他特定財源	千円	0	0	0	0			
	一般財源	千円	811	2,314	2,209	2,209			

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	市が有する債権に関し、債権管理の一層の適正化を図るため、体系的な管理基準や処理基準を定めることにより市民負担の公平性と財政の健全性を確保するため。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	市が有する債権に関して全庁的な取組を進めることで、管理の適正化や担当者のノウハウの向上を図る。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)				〔1〕の評価	A
評価項目		評価及び理由・説明等			
①事業サービス内容、質、規模等は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)		ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	債権管理担当部署を中心として、全庁を上げて取組む必要がある。		

〔2〕有効性				〔2〕の評価	B
②期待どおりの成果が得られていますか。		ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	債権管理ノウハウの向上を全庁的に進めていく必要がある。		
③今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)		ア. ある イ. ない	今後も、継続的に会議を開催し、情報共有等を進めるとともに、先進地等の取組等を参考にしながら継続的に成果向上を目指す。		
④庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。		ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	債権管理を業務の主として実施する部署と業務の一部として実施する部署ではノウハウの蓄積や債権管理に割く時間も異なるため、適正化に関する推進体制を債権管理を主とする課に統合し、今後の成果向上を図ることは可能と考えられる。		

〔3〕効率性				〔3〕の評価	A
⑤成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などではありませんか。)		ア. ある イ. ない	会議開催における事業費はほぼ人件費のため、大幅な削減は困難である。		

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A:現状のまま事業を進めることが適当 B:課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C:課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D:事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	B	債権管理条例を平成30年4月1日より施行。引き続き適正化への取組を進めていくとともに、継続的に会議を開催し、課題の共有やノウハウの向上に努める。	

5. 改革、改善案【ACTION】

＜今後の方向性＞ イ ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ↓ ウ. 終了 ↓ (年まで) エ. 休止 ↓ (年から) オ. 廃止 ↓ (年から)	
＜今後の展開方針＞ b a. 重点化する(集中的なコスト投入) c. 効率化する(コストを下げる) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)	
①改革、改善の具体案、実施年度など	全庁的な債権管理の推進体制については、引き続き検討を進める必要がある。
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—